○　論文博士の学位授与手続　概略

論文博士
外国語試験
合格

年２回実施
（10月・２月）

研究発表申込

アドバイザーを選出する研究科委員会の開催日の前々週の水曜日までに申込み書類を完成・提出する。

外国語試験合格後に研究発表会を行う者は、合格の日から２年以内に実施しなければならない。
（申合せ）

研究科委員会
（第２木曜日開催）
の議を経て
アドバイザー
選出

研究発表会

学術誌に投稿

掲　　載
又は
掲載受理

研究発表会の終了後３年以内に学位授与の申請をしなければならない。
（申合せ）

学位授与申請

論文受理、審査委員会を設置する研究科委員会の開催日の前々週の水曜日までに提出書類を完成・提出する。

必要な研究歴を満たした後、本学において研究を行う身分の継続を停止した後２年以内は、身分を取得することなく学位申請を行うことができる。
（申合せ）

研究科委員会
（第２木曜日開催）の議を経て
論文受理、
審査を付託
（学位規程第５条）
審査委員会設置
（学位規程第６条）

学位論文を受理した後１年以内に学位論文の審査及び試験を終了しなければならない。

（学位規程第９条第１項）

学位論文は、本学主催の研究発表会でその内容があらかじめ発表されたものであること。
ただし、主論文が MEDLINE, JOURNAL CITATION REPORTS, CURRENT CONTENTS, WEB OF SCIENCE 又は SCOPUS に収録されている学術誌に掲載又は掲載が受理された欧文論文の場合、研究発表会での発表を必要としない。（申合せ）

単位取得退学後３年以内に学位論文を提出するときは、論文博士外国語試験を免除することができる。
（大学院学則第14条第２項、申合せ）

R２.11.19改正